

沖縄県個人情報保護審査会答申第109号 概要

①件名	知事が保有する個人情報等の管理要綱の制定について
②実施機関	沖縄県知事（総務部総務私学課）
③諮問理由	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項に基づき知事が保有個人情報の安全管理のために講じる措置の基準を規定する、「知事が保有する個人情報等の管理要綱」の制定について、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴く必要があるため。
④諮問年月日	令和5年12月18日（沖縄県諮問総第4号）
⑤答申年月日	令和5年12月25日
⑥答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>知事が保有する個人情報等の管理要綱については、保有個人情報等（知事の保有する個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報（当該仮名加工情報又は匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報を含む。）の安全管理措置を講ずるうえで、必要かつ適切なものであり、適当である。</p>